

都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の方へ

平成28年1月1日以後に支払われるべき利子・配当等に係る都民税について、一部取扱いに変更が生じています。ご注意ください。

○都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割に係る納入申告書全様式が変更となります。

平成28年1月1日以後に支払われるべきについては、新様式で納入申告することとなります。新様式につきましては、平成27年12月14日以降、お近くの都税事務所等で配付を開始します。

※ お近くの都税事務所については、こちらのHPからご確認ください。

※ 100部以上の配付を希望される場合は、事前にお電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html>

郵送での配付を希望される場合は、中央都税事務所宛で、必要な申告書の種類と数量を記載の上、返信用封筒に切手を貼って同封して送付してください。

(宛先：〒104-8558 中央区入船1-8-2 中央都税事務所 事業税課 都民税利子割班)

変更点

- 法人番号欄の設置
- 利子割及び配当割種類の名称追加・変更

※詳細は裏面でご確認ください。

新様式使用開始時期

平成28年1月分の申告（申告納入期限：平成28年2月10日）から使用開始

○法人に係る利子割は、廃止となります。

平成28年1月1日以後に法人に対して支払われるべき利子等については、特別徴収の対象外となるため、納入申告書の提出も不要となります。

○「利子等」・「特定配当等」の範囲が変更となります。

従前、利子割として申告納入していた公社債の利子等のうち、平成28年1月1日以降「特定公社債の利子」の取扱いとなるもの（例：国債、地方債、外国国債、上場公社債、公募公社債投資信託等）については、**配当割に移行**します。配当割への移行により、申告納入申告先の取扱いが変更になりますのでご注意ください。

【申告納入先】

利子割：特別徴収義務者の営業所等がある都道府県に申告納入

配当割：配当等の支払いを受ける個人の住所の所在する都道府県に申告納入

※詳細については、東京都主税局HPをご覧ください。



<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/risi.html>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/hi-kab.html>

○お問い合わせ先 中央都税事務所 都民税利子割班 03-3553-2158
主税局 課税部 個人事業税班 03-5388-2956

(1) ~ (3) の様式に、法人番号欄が追加されました。

(1) 公社債利子等の都民税利子割納入申告書

公社債利子等の都民税利子割納入申告書

| | | | |
|----|-----------------|----|-----------------------------|
| 01 | 特定公社債以外の公社債の利子 | 06 | 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 |
| 02 | 銀行預金利子 | 07 | 郵便貯金利子 |
| 03 | 銀行以外の金融機関の預貯金利子 | 08 | 国外一般公社債等の利子等 |
| 04 | 勤務先預金等の利子 | 09 | 特形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 |
| 05 | 合同運用信託の収益の分配 | | |

※記載にあたっては裏面の記載要領をご参照ください。
※納入申告書は、切りはなさないで金融機関等に提出してください。

01 06 08 利子種類名が変更になります。

(2) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の都民税利子割納入申告書

私募公社債等運用投資信託等の収益の分配等の都民税利子割納入申告書

| | |
|----|------------------------------|
| 10 | 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 |
| 11 | 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの |
| 12 | 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 |

※記載にあたっては裏面の記載要領をご参照ください。
※納入申告書は、切りはなさないで金融機関等に提出してください。

11 利子種類名が変更になります。

(3) 懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の都民税利子割納入申告書

懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の都民税利子割納入申告書

| | |
|----|-------------|
| 13 | 懸賞金付預貯金等 |
| 14 | 定期積金 |
| 15 | 掛金 |
| 16 | 抵当証券 |
| 17 | 貴金属等 |
| 18 | 一時払養老保険 |
| 19 | 一時払損害保険等の差益 |

13 14 15 16 17 18 19 利子種類番号が変更になります。

(4) ~ (6) については、法人番号での納入申告に変更となります。

(4) 道府県民税配当割納入申告書

種類ごとに納入申告書を作成します。

道府県民税配当割納入申告書

| | |
|----|--|
| 51 | 上場株式等の配当等 |
| 52 | 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募によりおこなわれたものの収益の分配 |
| 53 | 特定投資法人の投資口の配当等 |
| 54 | 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの |
| 55 | 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金 |

52 54 55 配当種類名が変更になります。

(5) 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

| | |
|----|--------------|
| 56 | 源泉徴収選択口座内配当等 |
|----|--------------|

56 配当種類番号が変更になります。

(6) 道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

| | |
|----|-----------|
| 61 | 特定株式等譲渡所得 |
|----|-----------|